

都 経 基 第 209 号
平成19年8月16日

横浜防衛施設局長 高見澤 将林 様

横浜市長 中田 宏

池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における住宅等建設について（要請）

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記につきましては、平成19年6月13日付け施横第3276号（YCP）において基本構想及び本市の要請（平成18年10月2日都経基第249号）に対する回答が示されたところです。この中において、本市の要請に沿って前向きに取り組み、改善された部分については一定の評価をしておりますが、今後具体化していくとしている項目もあります。

そこで、再度要請事項を整理しましたので、基本・実施設計の際に最大限尊重していただき、措置を講じていただきますようお願いいたします。なお、前回の本市の要請（平成18年10月2日都経基第249号）についても、引き続き尊重していただき、具体化されるよう要請します。

また、平成16年10月に日米政府間で合意した、市内5施設・区域の返還等について遵守するよう要請します。施設・区域の返還については、旧小柴貯油施設の返還が平成17年12月に実現されましたが、富岡倉庫地区や深谷通信所など残りの施設については、依然として返還されておられません。これらの施設の早期返還実現に向け、米国との協議を進めるとともに、返還された旧小柴貯油施設の有効利用に向けた土壌調査の早期実施など、国として一層の御尽力を賜りますよう併せて要請します。

要請事項

1 緑地の保全、自然環境の保全

非改変地の緑地や、改変地において施された緑化が、将来にわたり保全されることを担保するための具体的方策を講ずること。なお、改変地の緑化に当たっては、連続的な緑地復元や現存樹木の移植による活用など計画地の現在の植物相を踏まえた植栽に努め、できる限り緑化を行うこと。

2 環境への配慮

環境に配慮した具体的な方策は、環境影響評価手続において策定するとされているが、環境影響評価の検討や基本・実施設計に当たっては、横浜市環境管理計画環境配慮指針を踏まえ、環境へ配慮した計画となるよう努めること。

3 風致の維持と施設配置、建築物の高さ等の配慮

高層棟の高さについては、景観に配慮し、基本・実施設計においても、引き続き造成地盤高や建物構造等について検討し、更なる高さの低減に努めること。また、建築物のデザインや外壁の色彩については、周辺との調和に配慮するとともに、建築物周囲の植樹や屋上緑化等についても検討すること。

4 工事中及び供用後の交通対策

周辺交通環境等に配慮した方策については、環境影響評価手続の中で検討するとされているが、周辺交通環境への負荷に対する具体的な検討結果についても明らかにすること。また、周辺一般道への負荷を極力軽減するため、横浜逗子線の拡幅など具体的な代替措置を講ずること。特に六浦駅前については、先の要請にあるとおり、十分な危険回避措置を講ずること。

5 施設供用後に向けた対応

広域避難場所の機能維持について、米軍と調整の上、検討すること。

6 地域住民への説明

今後、基本・実施設計を進める中で、住宅等の工事概要、緑地・自然環境の保全策、土砂等の搬出入量、工事関係車両の台数や動線、生活車両の想定台数や事業費等が明確になった場合には、速やかに金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会に対し、説明を行い、その意見を尊重すること。また、周辺住民に対して適時、適切に情報の提供を行い、その意見を尊重すること。

7 飛び地の返還

飛び地の早期返還に向け、米軍との協議を行うこと。

また、飛び地は、住宅等の建設により影響を受ける周辺住民の利便性の向上・福祉増進等や日米の交流に資する利用が図られるべきであり、国として施設整備を行うなど、跡地利用の具体的方策について本市と協議すること。